

# 第3章



---

地球環境保全の積極的推進



## 第3章 地球環境保全の積極的推進

### 第1節 地球温暖化の防止

#### 【土地資源対策課・環境生活総務課・環境政策課】 —○

#### 1 島根県における地球温暖化対策 【環境政策課】

本県では、2000年に策定した「島根県地球温暖化対策推進計画」の計画期間が2010年度までであることから、2011年度以降の県内の地球温暖化対策を推進する計画として、2011年3月に「島根県地球温暖化対策実行計画」を新たに策定しました。

新計画では、温室効果ガス排出量の削減目標（2020年度の排出量を1990年度と比べて23%以上削減）とエネルギー使用量の削減目標（2020年度の使用量を1990年度と比べて8%以上削減）を定め、「温室効果ガス削減対策の見える化」による取組の支援や、「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で

展開することなどにより、「低炭素社会の実現により持続可能な発展するしまね」を目指して取組を進めていきます。

#### (1) 県内の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量

2009年度の県内の温室効果ガス排出量（速報値）は580万8千トンで、前年度と比べて8.7%の減少、基準年である1990年度と比べると3.9%の増加となりました。

なお、森林吸収量を含めると、1990年度に比べて21.0%の減少となりました。

また、2009年度の県内のエネルギー使用量は49,872TJ（テラジュール）で、前年度と比べて6.4%の減少、基準年である1990年度と比べると5.9%の減少となりました。

表3-1-1 島根県の温室効果ガス排出量

（単位：千トン-CO<sub>2</sub>）

	1990年度 (基準年)	2008年度 (基準年比)	前年度からの 増減率	2009年度 (基準年比)	2009年度 構成比率
二酸化炭素	4,926	5,931 (+20.4%)	-9.0%	5,397 (+9.6%)	92.9%
エネルギー起源	4,847	5,796 (+19.6%)	-9.2%	5,264 (+8.6%)	90.6%
産業部門	1,716	1,845 (+7.5%)	-15.7%	1,555 (-9.4%)	26.8%
運輸部門	1,489	1,394 (-6.4%)	-2.6%	1,358 (-8.9%)	23.4%
民生業務部門	723	1,219 (+68.8%)	-8.7%	1,114 (+54.1%)	19.2%
民生家庭部門	919	1,338 (+45.6%)	-7.5%	1,238 (+34.8%)	21.3%
廃棄物部門	79	135 (+72.0%)	-1.8%	133 (+68.9%)	2.3%
その他の温室効果ガス	663	433 (-34.7%)	-5.0%	411 (-38.0%)	7.1%
合計	5,588	6,364 (+13.9%)	-8.7%	5,808 (+3.9%)	100.0%
森林吸収量	-	1,322 (-23.7%)	+0.5%	1,388 (-24.8%)	
森林吸収量を加えた 温室効果ガス排出量	5,588	5,042 (-9.8%)	-12.3%	4,420 (-21.0%)	

### 第3章 地球環境保全の積極的推進

表3-1-2 島根県のエネルギー使用量

(単位：TJ)

	1990年度 (基準年)	2008年度 (基準年比)	前年度からの 増減率	2009年度 (基準年比)	2009年度 構成比率
産 業 部 門	16,961	14,376 (-15.2%)	-15.2%	12,191 (-28.1%)	24.4%
運 輸 部 門	20,845	18,997 (-8.9%)	-1.6%	18,702 (-10.3%)	37.6%
民 生 業 務 部 門	7,298	10,226 (+40.1%)	-5.2%	9,699 (+32.9%)	19.4%
民 生 家 庭 部 門	7,922	9,682 (+22.2%)	-4.2%	9,280 (+17.1%)	18.6%
合 計	53,026	53,282 (+0.5%)	-6.4%	49,872 (-5.9%)	100.0%

#### (2) 事業者向け地球温暖化対策の実施

事業者における地球温暖化防止に向けた取組を推進するために、省エネルギーを中心とした支援を行いました。

- ・しまねストップ温暖化宣言事業者の登録  
省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録。  
(参加登録事業者累計：1,855事業者)
- ・エコ経営相談の実施  
事業者の環境に関する相談を受付。  
(相談数：252件)
- ・エコアドバイザーの派遣  
事業所設備の省エネ診断等を実施。  
(派遣数：30事業者、延べ派遣件数60件)
- ・小規模省エネエコ改修補助事業  
中小企業等が行う省エネ改修に対する補助。  
補助率1/3、上限300万円。  
(補助件数：6件)
- ・エコアクション21認証取得の支援  
環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証取得に対する補助。  
補助率1/2、上限30万円。  
(補助件数：8件)

#### (3) 家庭向け地球温暖化対策の実施

家庭での生活における地球温暖化防止に向けた取組を推進するための普及・啓発を広く実施しました。

- ・しまね地球温暖化防止県民運動の実施  
県民を対象として環境家計簿やエコドライブ、レジ袋削減のキャンペーンを実施。
- ・エコライフチャレンジしまね(環境家計簿)  
家庭でのエネルギー使用量からCO<sub>2</sub>排出量を算出し診断を実施。  
(参加累計：9,789世帯)
- ・もったいない生活日記コンクール  
県内の児童を対象に夏休みと冬休みに親子で省エネを実践。  
(参加数：2,737名)

#### (4) 「しまねCO<sub>2</sub>ダイエット作戦」の実施

CO<sub>2</sub>排出削減につながる省エネルギー・省資源など、県民の環境に配慮した行動に対して、協賛店舗が独自にサービスを提供する制度を実施することにより、省エネ行動等の促進を図りました。  
(協賛店舗数：1,120店舗)

#### (5) 島根県地球温暖化防止活動推進員の養成

2009年12月に委嘱した120名の島根県地球温暖化防止活動推進員に対して、島根県地球温暖化防止活動推進センターと連携して研修を実施し、地域におけるリーダーの育成を図りました。

## 2 環境にやさしい率先実行計画の取り組み【環境政策課】

平成12年度から県の全機関において、「環境にやさしい率先実行計画」に基づき、環境に配慮した事務及び事業活動に取り組んでいます。

平成23年3月には新たに指定管理施設等も計画の対象に加え、「環境にやさしい率先実行計画」の第3期計画を策定しました。

計画では、平成27年度までに平成21年度比でCO<sub>2</sub>排出量の6%削減を目標に掲げています。

## 3 グリーン購入の推進【環境政策課】

平成13年4月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め、県のすべての機関で取り組んでいます。

平成22年度の調達実績のあった品目の適合品調達率は92.8%でした。

また、平成16年度、循環資源を利用した製品の普及・利用を図るための「しまねグリーン製

表3-1-3 環境にやさしい率先実行計画取組状況（平成22年度）

実行目標		平成21年度 (基準年)	平成22年度	対基準年比 (%)
CO <sub>2</sub> 排出量を6%削減する。	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	89,688	93,219	3.9
電気の使用量を7%削減する。	使用量 (kWh)	105,708,261	109,409,303	3.5
灯油の使用量を3%削減する。	使用量 (l)	2,799,657	2,950,528	5.4
A重油の使用量を6%削減する。	使用量 (l)	1,258,421	1,227,601	-2.4
LPGの使用量を5.5%削減する。	使用量 (kg)	423,634	498,263	17.6
都市ガスの使用量を1%削減する。	使用量 (m <sup>3</sup> )	1,692,419	1,926,588	13.8
庁舎に使用するガソリンを1%削減する。	使用量 (l)	8,401	9,237	10.0
庁舎に使用する軽油を2%削減する。	使用量 (l)	22,822	30,523	33.7
公用車に使用するガソリンを1%削減する。	使用量 (l)	1,664,271	1,697,303	2.0
公用車に使用する軽油を3.5%削減する。	使用量 (l)	208,214	264,526	27.0
船舶に使用する軽油を4.5%削減する。	使用量 (l)	384,702	376,157	-2.2
船舶に使用する重油を4.5%削減する。	使用量 (l)	888,460	868,841	-2.2
コピー用紙の使用量を6%削減する。	購入量 (t)	451	471	4.4
上水道の使用量を12%削減する。	使用量 (m <sup>3</sup> )	925,488	961,515	3.9

### 第3章 地球環境保全の積極的推進

品認定制度」を創設し（1-6-3(2)参照のこと）、この制度における認定製品についても率先して調達していくこととしています。

## 4 地域新エネルギーの導入促進 【土地資源対策課】

### (1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画

資源に乏しい我が国にとって、豊かな国民生活と経済発展を実現するためには、エネルギーの安定供給を図ることが必要であり、また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題についても具体的な対応をしていかなければなりません。

これらの問題の解決のため、環境負荷の少ない身近にあるエネルギーの有効活用を図るとの考え方に立って、平成11年3月に「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、2010年度における導入目標を立てて取り組んできました。

しかし、計画策定後において、京都議定書の発効や「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）の施行、新エネルギー技術の進展等、エネルギーと環境を取り巻く状況が劇的に変化したことから、2008年6月に同計画を改定し、2010年度導入目標を修正するとともに、新たに2015年度導入目標を定めました。

この導入目標は、導入コストの低減、技術開発による実用化、適切な立地地点の確保などを前提条件とした一つの目安であります。これに向かって県自らが率先して取り組むことはもちろんのこと、市町村、事業者、県民も地域新エネルギーの導入の意義を理解し、積極的に取り組んでいくことが重要です。

地域新エネルギーの導入については、平成11年2月に策定された「島根県環境基本計画」にも掲げられており、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」は、この環境基本計画の実施計画としても位置づけられるものです。

### (2) 地域新エネルギーの導入促進

実用段階にある太陽光や風力などの再生可

能なエネルギーの積極的な導入促進を図るとともに、その他の地域新エネルギーについても普及啓発・情報提供を行い、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の進行管理に努めながら、導入目標の達成を目指します。

なお、地域新エネルギーを効果的・効率的に導入するためには、技術的・経済的な実用可能性や賦存量を含めた地域特性を考慮し、取り組むことが必要です。

### (3) 平成22年度における導入状況等

#### ① 平成22年度における導入状況

平成22年度末現在における主な新エネルギーの導入状況は、次のとおりです。

- ・太陽光発電  
24,771kW（18,000kW）
- ・風力発電  
128,327kW（180,000kW）
- ・バイオマス熱利用  
622kL（1,200kL）
- ・水力発電  
7,538kW（7,538kW）
- ・クリーンエネルギー自動車  
7,379台（3,300台）

（注）（ ）内数字は2010年度（平成22年度）目標数字です。

#### ② 平成22年度の主な実施事業

○島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業  
太陽光発電を主とする新エネルギーと合わせて省エネルギーの一層の推進も図るため、平成21年12月1日から地域グリーンニューディール基金を活用し、県内の住宅に太陽光発電システムを設置し、さらに1種類以上の補助対象設備（太陽熱温水器、ペレットストーブ、薪ストーブ、LED照明機器）を設置しようとする個人に補助金を交付しました。

- ①太陽光発電システム：4万円/kW（上限3kW）
  - ②その他設備：補助対象経費（1万円以上）の10%以内
- ①と②合わせて上限15万円

○木質バイオマスエネルギーアドバイザー事業

木質バイオマスエネルギーの専門知識を有し、具体的実践的なノウハウを持っている人をアドバイザーに委嘱し、更新時期が近い公共施設に個別・具体的なアドバイスを行いました。

○新エネルギー教室の実施

次世代を担う小学校高学年及び中学生を対象に、エネルギー問題や地球温暖化問題等から新エネルギーの必要性を伝えるとともに、新エネルギーについて理解を深めてもらうため開催しました。

○市町村新エネルギービジョン策定支援

市町村の新エネルギービジョンの策定委員として参画し、市町村の新エネルギーの導入促進を図るための助言等を行いました。

#### (4) 地域新エネルギーの導入効果

2010年度における地域新エネルギーの導入実績を原油換算すると、年間約82千kLとなり、地域新エネルギーが全く導入されていない状況を仮定した場合と比較すると、二酸化炭素の排出量は年間約20万7千t削減されます。

また、この二酸化炭素排出削減量約20万7千tは、島根県地球温暖化対策推進計画における2002年を基準とした2010年における二酸化炭素削減目標量（対策強化の場合）80万5千tの25.7%になります。

## 第2節 フロン対策の推進【環境政策課】

### 1 フロン対策の推進

フロンはオゾン層破壊の原因物質であるだけでなく、二酸化炭素と比べ100～10,000倍以上の温室効果があることで知られています。フロンについてはモントリオール議定書及びオゾン層保護法により全廃及び生産規制等の措置が講じられてきましたが、今後課題となるのは、過去に生産された冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロンの回収・破壊の促進です。

これらについては既に法制度化されており、廃家電製品（廃冷蔵庫・廃エアコン）からのフロンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、業務用冷凍空調機器については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」、カーエアコンについては「使用済み自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が義務づけられています。

フロン回収・破壊法は平成19年10月に改正され、製品の整備時におけるフロン類回収義務・報告義務が明確化されたほか、行程管理制度の導入等により業務用冷凍空調機器の廃棄時等における回収強化策が導入されました。しかし、平成22年度の全国のフロン類回収率は約31%程度と推定され、さらなるフロン回収・破壊の取り組みが必要です。

## 第3節 酸性雨対策の推進【環境政策課】

### 1 酸性雨調査

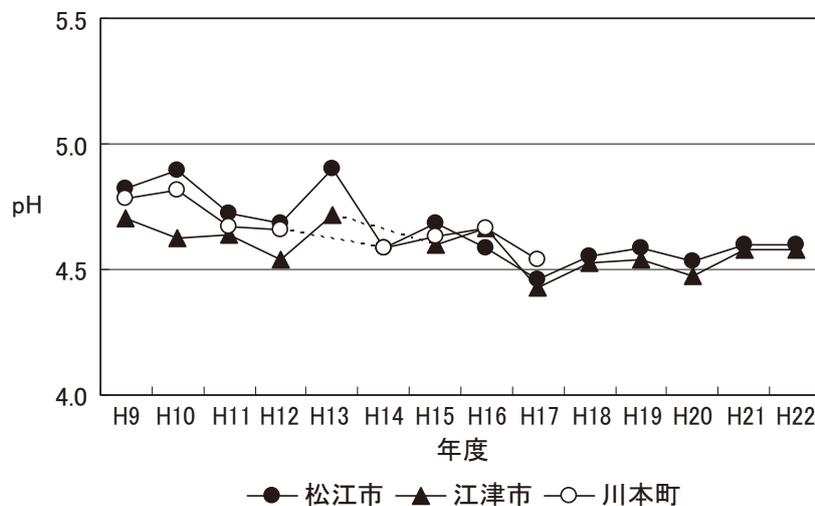
酸性雨とは、大気中の窒素酸化物や硫黄酸化物などが長距離に移流し拡散するうちに酸化し、雨水や霧となって降下したものです、通常pH5.6以下の場合をいいます。

本県における酸性雨の実態把握とその酸性化機

構解明を目的に、県内2地点（松江、江津、平成17年度まで川本）で調査を行っています。

平成22年度における年平均pHは松江：4.60、江津：4.58でした。この値は平成18年度以降の年平均値と同じレベルでしたが、長期的には酸性化が進んでいる傾向が見られます。

図3-3-1 松江、江津、川本におけるpH年平均値の経年変化



### 2 酸性雨長期モニタリング（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET）

酸性雨は、その原因物質の発生源から数千キロメートルも離れた地域にも沈着する性質があり、国を越えた広域的な環境問題となっています。

また、東アジア地域の国々は近年めざましい経済成長を遂げる一方、エネルギー消費量の増加による大気汚染問題や酸性雨による悪影響が懸念されています。

国では、東アジア地域全体を対象とした酸性雨モニタリングネットワークの必要性から、環境省において東アジアモニタリングネットワーク（EANET）を構築し、平成13年1月から本格稼働されています。

参加国は現在13カ国であり、活動目的は次の

とおりです。

- (ア) 東アジアにおける酸性雨問題の状況に関する共通理解を形成する。
- (イ) 酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報を提供する。
- (ウ) 参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進する。

国内にはEANETモニタリング地点が12地点あり、特に島根県は東アジア地域の影響を受けやすい立地状況にあることから、隠岐測定所（隠岐の島町）と蟠竜湖測定所（益田市）の2地点が配置されています。

蟠竜湖地点では大気調査のほか、陸水の調査も実施しており、長期モニタリング地点としてその調査結果が重要視されています。

このため、島根県では測定所の管理運営や試料採取・分析の業務を担当しています。

